

奈良県立大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的に、研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準並びに本学が整備する措置等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 専任及び非常勤等の雇用形態にかかわらず、本学において研究活動に従事する者をいう。
- (2) 研究活動 研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。
- (3) 学生等 学部学生及び科目等履修生等本学に在学又は在籍して修学する者をいう。研究活動に従事するときは、指導教員の指導のもと本規程を準用するものとする。
- (4) 人を対象とする研究 個人又は集団を対象とし、その行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集又は採取して行う研究をいう。
- (5) 研究費等 日本学術振興会科学研究費助成事業等の研究助成費、大学運営費交付金、寄附金、受託費等を財源として本学で経理を扱うすべての研究経費をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者は、研究活動を行うにあたって、国際的規範、規約及び条約等と共に、国の法令及び告示等並びに本学の定める関係規程等を遵守しなければならない。

(研究者の姿勢)

第4条 研究者は、研究活動を行うにあたって、生命の尊厳及び基本的人権を尊重しなければならない。

- 2 研究者は、研究活動を行うにあたって、当該研究活動の対象となる国内外の地域及び組織等の文化、慣習及び社会的制度の理解に努めなければならない。
- 3 研究者は、研究活動を行うにあたって、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、相互の学問的自立性を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動を行うにあたって、研究協力者及び研究支援者に対し、感謝と誠意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、研究活動を行うにあたって、不正な行為は行わず、また不正な行為に対して加担し又は黙認してはならない。
- 6 研究者は、研究活動を行うにあたって、学生等が研究活動に関わるときは、学生等が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

(情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、合理的かつ客観的に妥当と認められる方法及び手段により、研究活動のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

- 2 研究者は、研究活動のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に必要なと認められる範囲の情報等を収集しなければならない。

(人を対象とする研究倫理審査)

第5条の2 研究者は、人を対象とする研究で倫理的配慮が必要な研究を行うときは、事前に研究倫理にかかる審査を受けるものとする。

2 前項の審査は、公立大学法人奈良県立大学研究推進委員会規程で規定する研究倫理専門委員会において行うものとし、その審査等の手続きは別に定める。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、人の行動、環境並びに心身等に関する個人情報及びデータ等の提供を受けて研究活動を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について分かりやすく説明し、情報及びデータ等の提供・収集及びその利用について提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体等から、当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

3 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

4 前項までの同意は、原則として文書により行い、研究者は、その記録を作成の日から起算して最低5年間保管しなければならない。

5 研究者は、提供者が不利益を受けることなく研究実施期間においていつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利並びに当該個人の情報及びデータ等の開示を求める権利を有することを提供者に周知しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、研究活動に関わる個人情報については、「公立大学法人奈良県立大学個人情報の保護に関する規程」(以下、「個人情報保護規程」という。)に従い、適正に取り扱わなければならない。

2 研究者は、研究活動のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものを、本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

3 研究者は、研究活動に関わる個人情報の取り扱いに関する苦情等が生じた場合には誠実に対応するとともに、個人情報保護規程第4条に規定する個人情報保護責任者に直ちに報告しなければならない。

4 研究者が第三者に委託し、個人情報及びそのデータ等を収集・採取する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

(情報、データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究活動のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐためにあらかじめ定められた措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究活動のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等をあらかじめ定められた期間保存しなければならない。ただし、関連する法令又は本学の関係規程等に保存期間の定めのある場合は、それらに従うものとする。

(研究成果の発表)

第9条 研究者は、研究成果を、広く社会に還元するために公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内は公表しないことができる。

(不正行為の禁止)

第10条 研究者は、研究活動における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを自覚し、厳に慎まなければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際し、先行研究を精査して先行研究との関係を明確にするとともに、知的財産の侵害にあたる取扱いをしてはならない。

3 研究者は、研究成果の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、盗用等の不正行為とみなされる恐れがあるため、適切な引用、誤解のない完全な引用を行うことに真摯に努め、論文で的確に表現をしなければならない。

(研究費等の取扱い)

第11条 研究者は、研究費等を適正かつ効果的に使用しなければならない。

2 研究者は、交付された研究費等を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費等の使用に当たっては、関連する法令、当該研究費等の使用ルール及び本学の関係規程等を遵守しなければならない。

(利益相反)

第12条 研究者が行う研究活動は、利益相反を引き起こすものであってはならない。

2 研究者は、利益相反を避けるために本学の関係規程等を遵守し、本学と本学の教職員及び学生等の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

(大学としての研究不正の防止措置)

第13条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止することを目的として、必要な措置を講じる。

2 本学は、研究費等の不正使用を防止することを目的として、必要な措置を講じる。

3 本学は、研究活動等に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、研究機関としての説明責任を果たす。

(研究倫理に関する研修)

第14条 研究者の研究倫理に対する理解を深め不正行為を防止するために、研究倫理に関する研修の計画を策定し、継続的に実施する。

(相談等への対応)

第15条 本学は、研究倫理に関する学内外からの苦情、相談及び告発等に対して、適切に対応するための措置等を整備する。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月18日から施行する。